

議案第 50 号

区議会提出議案に関する意見聴取

（世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 6 日

（提出者）

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

（提案説明）

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



5世総第167号
令和5年5月31日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- (1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 世田谷区保育料条例の一部を改正する条例
- (7) 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和5年第2回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和5年6月6日（火）

5 担当

総務部総務課総務係 水芦 内線2064

議案第 号

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) こども家庭庁の設置に伴う子ども・子育て支援法の改正により、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例 平成26年9月30日条例第40号</p>	<p>○世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例 平成26年9月30日条例第40号</p>
<p>改正 令和元年10月1日条例第33号</p>	<p>改正 令和元年10月1日条例第33号</p>
<p>世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例</p>	<p>世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条及び第30条の5並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の施行等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条及び第30条の5並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の施行等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p>	<p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p>
<p>(教育・保育給付認定に係る申請等)</p>	<p>(教育・保育給付認定に係る申請等)</p>
<p>第3条 小学校就学前子どもの保護者は、法第20条第1項の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請をしなければならない。</p>	<p>第3条 小学校就学前子どもの保護者は、法第20条第1項の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請をしなければならない。</p>
<p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定を行うものとする。</p>	<p>2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定を行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(施設等利用給付認定に係る申請)</p> <p>第3条の2 小学校就学前子どもの保護者は、法第30条の5第1項の規定による小学校就学前子どもごとの子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第30条の5第7項各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、前項に規定する認定に係る申請をすることを要しない。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 第3条第1項及び第2項に規定する認定に係る小学校就学前子どもは、1人につき一の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用することができるものとする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第5条 区長は、正当な理由なしに、法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第13条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2 区長は、法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>(利用調整)</p> <p>第6条 区長は、第3条第2項に規定する認定に係る小学校就学前子</p>	<p>(施設等利用給付認定に係る申請)</p> <p>第3条の2 小学校就学前子どもの保護者は、法第30条の5第1項の規定による小学校就学前子どもごとの子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第30条の5第7項各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、前項に規定する認定に係る申請をすることを要しない。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 第3条第1項及び第2項に規定する認定に係る小学校就学前子どもは、1人につき一の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用することができるものとする。</p> <p>(罰則)</p> <p>第5条 区長は、正当な理由なしに、法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第13条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2 区長は、法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>(利用調整)</p> <p>第6条 区長は、第3条第2項に規定する認定に係る小学校就学前子</p>

改正後	改正前
<p>どもについて、規則で定めるところにより、児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等（同項に規定する保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の利用についての調整を行うものとする。</p>	<p>どもについて、規則で定めるところにより、児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等（同項に規定する保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の利用についての調整を行うものとする。</p>
<p>（委任）</p>	<p>（委任）</p>
<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>（施行期日）</p>	<p>（施行期日）</p>
<p>1 この条例は、法の施行の日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、法の施行の日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>（支給認定及び利用調整の特例）</p>	<p>（支給認定及び利用調整の特例）</p>
<p>2 この条例の公布の日から平成27年3月31日までの間における支給認定の申請その他の支給認定に係る手続及び保育所等の利用についての調整は、別に定めるところによる。</p>	<p>2 この条例の公布の日から平成27年3月31日までの間における支給認定の申請その他の支給認定に係る手続及び保育所等の利用についての調整は、別に定めるところによる。</p>
<p>3 この条例の公布の前日に保育所等の利用の申込み（平成27年4月1日を保育所等の利用の開始の日とするものに限る。）があったときは、支給認定の申請があったものとみなす。</p>	<p>3 この条例の公布の前日に保育所等の利用の申込み（平成27年4月1日を保育所等の利用の開始の日とするものに限る。）があったときは、支給認定の申請があったものとみなす。</p>
<p>4 第2項の規定は、前項に規定する保育所等の利用の申込みについて準用する。</p>	<p>4 第2項の規定は、前項に規定する保育所等の利用の申込みについて準用する。</p>
<p>（世田谷区保育の実施等に関する条例の廃止）</p>	<p>（世田谷区保育の実施等に関する条例の廃止）</p>
<p>5 世田谷区保育の実施等に関する条例（平成9年12月世田谷区条例第59号）は、廃止する。</p>	<p>5 世田谷区保育の実施等に関する条例（平成9年12月世田谷区条例第59号）は、廃止する。</p>
<p>附 則（令和元年10月1日条例第33号）</p>	<p>附 則（令和元年10月1日条例第33号）</p>
<p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>	<p>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>
<p>2 この条例による改正後の第3条の2第1項の規定に基づく申請は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。</p>	<p>2 この条例による改正後の第3条の2第1項の規定に基づく申請は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。</p>